法人市民税

個人の市民税と同様に、均等割と国税である法人税額に応じて負担していただく法人税割があります。

- ●納めていただく法人等
 - (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割と法人税割)
 - (2) 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割)
 - (3) 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、 代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの(均等割と法人税割)

●税率

- (1) 均等割
 - ・課税の趣旨

均等割は、法人の所得の有無にかかわらず課税されるものなので、たと え赤字法人でも納税義務があり、この点で負担分任性を強く持った税で あるといえます。

• 税率

均等割の税額は、次のとおりです。

資本等の金額	従業者数	税額
50 億円を超える法人	50 人超	3,600,000円
	50 人以下	492,000円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人超	2,100,000円
	50 人以下	492,000円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人超	480,000円
	50 人以下	192,000円
1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人超	180,000円
	50 人以下	156,000円
1,000 万円以下の法人	50 人超	144,000円
	50 人以下	60,000円
上記以外の法人等		60,000円

(2) 法人税割

• 税率

事業年度	税率
平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度	14.7%
平成 26年 10月 1日から令和元年 9月 30日までに開始した事業年度	12.1%
令和元年 10 月 1 日以後に開始した事業年度	8.4%

●納税の方法

法人の市民税は、申告納付の方法によって納税いただくものです。つまり、 法人自らが税額を計算して申告書を提出するとともに、併せてその税額を 納めていただくものです。

